

第六期国定国語教科書における

「れる・られる」語法事象の考察

竹 本 伸 介

—

一九五二年五月、「これからの敬語」が発表され、日常の言語生活における一定の規範が提示された。その第六項「動作のことは」、次のようにまとめられている。

語例	型
書く	I
書かれる	II
受ける	III

動詞の敬語法には、およそ三つの型がある。すなわち、

第一の「れる」「られる」の型は、受け身の言い方とまぎらわしい欠点はあるが、すべての動詞に規則的につき、かつ簡単でもあるので、むしろ将来性があると認められる。

第二の「お——になる」の型を「お——になられる」という必要はない。

第三の型は、いわゆるあそばせことばであって、これからの平明・簡素な敬語としては、おいおいにすたれる形であろう。

このように、Iの型の敬語法は、「平明・簡素な新しい敬語法」(まえがき)で、適用範囲の広い語法として提示されている。この「れる・られる」語法の歴史的な生命力について、浜田敦氏は、次のように述べられている。

「……受身・使役ないし敬語の意味を表わすといわれる「る・らる」「す・さす」などを除いて、ほとんどすべての助動詞が、中世に入るとつきつきに話しことばから失われていくか、又たとい全く失われはしないにしても、大部分の活用形が欠けて、言わば多分に助詞的な形式になって行くという傾向が現われることである。このような点でもたしかに受身・使役の意味のものは、他の助動詞から一応区別されてよい、特別な性格をもっていたのである。」^⑥

このような歴史的な生命力をもつ語法を、質的にささえるものとして、日本人の表現と理會の慣習の基本構造を想定しうる。すなわち、それは、言語倫理ともいえるものである。

既に、富士谷御杖の所論に、その萌芽的意識を認めることができ

る。「俳諧天尔波抄」の「被身」「る」の項の説明において、「上ノめりノ条下ニイヒシ、ワガ御國言ノ心エヲ思ヒアハスベシ」とある。その「めり」の項に次の説明がある。

「わが大御國は、すべて何事もわれよりはじむるを、ちはやぶるあらぶるとて、あしき事ををしへたまひしは、たとひ人容れても、しひごとくなりて、無益なれば之、されば何事にもあれ、人のかなたより思ふ所こそ、まことにわが情の通徹したるにはあれとて、よろづ言行ともに、かれが心よりおこらん事をむねとす、こゝをもて事がらによりて、なりと定めていふ時は、正面と成てちはやぶる詞となるべきには、わざと未決になしてめり」とよむ事あるなり、これ我御國言の大かたの心得之。」^⑥

經驗的蓄積に基づく「我御國言の大かたの心得」には、慣習的言語倫理への意識がある。この經驗的意識の論理を闡明化したものとして、大野晋氏の次の所論は、極めて示唆に富む。

「ル・ラル、ス・サスは助動詞とされている。助動詞としては他に、ツ、ヌ、タリ、リ、キ、ケリ、ム、ラム、ケム、ラシ、マシ等々多くがある。しかし、この助動詞が動詞について行く場合は、その配列に順序があつて、ル・ラル、ス・サスは、動詞の直下について、他の助動詞がル・ラル、ス・サスに先んじて動詞との間に介在することを許さない。ということは何を意味するかといえば、ル・ラルは動詞の動作・作用・状態が、自然に成立したものだということ、肯定・否定・推量・回想・完了その他、もろもろの、助動詞としての認定に先立って明示する役を帯びているのである。それは古代日本人の意識において、ある動作が行われればそれが、自然の成立か、作為的成立かに非常に深い関心が払われていた結果であると考えられるのである。」^⑦

このように、日本人の「自然の成立」の意識の言語慣習法として、

「る・らる（れる・られる）」の語法を位置づけることができる。「れる・られる」の語法を、「自発・可能・受身・尊敬」と機械的に四分類することを自己目的化する語法教育は不毛である。国語教育における語法教育は、蓋し、慣習的言語倫理意識の獲得にこそ、その本質はある。当該語法は、その意味で国語教育における語法教育の中核的語法たりうる。

本考察は、国語教育における語法教育の可能体系の歴史的探究を、教科書における語法体系をとらえなおす研究の一環としてある。

今回は、第六期国定国語教科書を考察の対象とした。第六期国定国語教科書は、国定最後の国語教科書であり、「教科書を教える」国語教育から、「教科書で（も）教える」国語教育へと転回する時期におけるものである。慣習的言語倫理を意識的に組織体系化したものが国語教科書であるが、その意味で第六期国定国語教科書は、戦前の言語倫理の総括であり、戦後の出発でもある。

二

第六期国定国語教科書における「れる・られる」語法の提出状況は、次のとおりである。

用例数	
3	一年
20	二年
54	三年
119	四年
113	五年
193	六年
502	計

更に各用法別における提示状況は、次のとおりである。

／	受身	可能	自発	尊敬	自然目的	可能受身	計
こくご 一	3	0	0	0	0		3
こくご 二	0	0	0	0	0		0
こくご 三	2	3	0	0	1		6
こくご 四	13	0	0	0	1		14
国語 三上	21	1	0	1	0		23
国語 三下	27	3	0	0	1		31
国語 四上	13	1	0	1	3		18
国語 四中	40	2	0	0	2		44
国語 四下	28	6	2	19	2		57
国語 五上	29	4	0	0	0		33
国語 五中	26	1	2	1	0		30
国語 五下	44	1	2	3	0		50
国語 六上	37	5	0	0	2		44
国語 六中	40	8	1	2	6		57
国語 六下	59	11	1	21	0		92
計	382	46	8	48	18		502

以下、各用法ごとに、考察をすすめる。

1 受身

受身の用法は、当該語法中最も多く、三八二例である。全体の七六・一〇を占めている。

この用法について、松村明氏は、次のように述べておられる。「江戸語に比べて、明治期の東京語では、『れる・られる』は受

身の意味・用法を中心に発達が見られる。江戸語で受身が用いられるのは、受身の主体が生物で、ある物のためにその主体が迷惑を蒙ったり、苦しめられたりするというような場合に用いられることが多い。しかし、明治期においては、受身の主体は無生物にも用いられ、迷惑とか不本意とかいうような狭い範囲のことでなく、ひろく自由に用いられるようになった。これは翻訳文など、西洋語脈の言い方からの影響も多分に考えられるところである。受身の言い方の中でも、特にこの時期に発達したと見られるのは、次のようなものである。

ツイ眼下に瓦葺の大家根の、翼然として峙ってゐるのが視下される。(山田美妙「武蔵野」)

此の色々の星ハ皆太陽で其のグルリに多分回ツて居る惑星があると云ふことが察せられます。(速記叢書「講談演説集」明治一九)

これは、動作主が不特定の者かあるいは表わされていないもので、受身の言い方としても漠然とした表現のものである。この種の受身は、明治二〇年前後では、演説の筆記などに多く出てくるといわれ、公用語の中で発達し、後の昭和期においても、公用語の中で、特に好んで用いられるものであるとされている。⑥

ここでは、第三の用法は別項を設けることとして、(1)迷惑の受身、(2)非情の受身の項別に、考察する。

(1) 迷惑の受身

この用法は、歴史的にみても、最も一般的な受身の表現である。この用法の提示状況は、次のとおりである。

／	用例数
こくご 一	1
こくご 二	0
こくご 三	1
こくご 四	12
国語 三上	16
国語 三下	14
国語 四上	9
国語 四中	37
国語 四下	19
国語 五上	14
国語 五中	23
国語 五下	15
国語 五上	6
国語 五中	13
国語 五下	31
計	211

総用例数は、受身の全用例の五五・二%である。

以下、各巻ごと、当該語法に対応する主語を中心にして考察を加え、主語の有する受身関係の諸相を明らかにしたい。

・「こくご一」……主語「お月さんのくにへおいでのかた」。夢の世界で、武器を解除される場面において用いられている。第一教材の「なかよしこよし」の理念に対応する。

・「こくご三」……主語「わにぎめ」。「白うさぎ」教材。童話的伝説世界で、わにぎめが欺かれる場面に用いられている。

・「こくご四」……主語「みんな（児童）」。「かっちゃん（雁の名）」。「エスさま」「天人」など。先生との人間関係、童話の世界で鳥と一体となった人間との関係、形而上的存在との関係と、二学年の後期においては、学習主体の生活現時的・空想的・崇敬的關係把握意識が、受身の関係として、組織されている。

・「国語三上」……主語「私たち（擬人化された手紙）」など。手紙が擬人化され、様々な人の手を経て届けられる過程を示し、社会的関係が描かれている。他は、身近な人間関係、すなわち「おじいさん」「弟」「おとうさん」との関係が提示されている。

・「国語三下」……主語「ほおりのみこと」など。神話的人物が登場してくる。このように神話的世界が提示され、童話的世界・現実的世界での人間（動物）関係が、多様化してきている。

・「国語四上」……主語「兄」など。兄が先生にほめられたのを弟（視点人物）が聞くという多角の人間関係が登場し、同級生間の集団関係意識も登場してくる。また、現実世界での人間以外の生物に同化し、人間との受身関係を表現する方法も用いられている。

・「国語四中」……当該語法の提出度は、第四学年が最高であるが、その中でも、この巻が群を抜いて多い。主語「みにくいあひるの子」など。「みにくいあひるの子」が、追書を受けながらも自立していく過程に、当該語法が頻出してきている。疎外的受身の関係から、その関係が変革されるにあたって、この語法は、疎外の重圧や変革の苦しみを表現するのに、有効に機能している。

・「国語四下」……主語「くも（蜘蛛）」など。みにくい蜘蛛が、様々な受身の関係を経て、精神的に高まっていく過程を当該語法が支えている。「国語四中」における主用法より、精神的に醇化された世界に対応している。動物と人間との友好的関係、同級生間のいさかいと仲直りの関係なども、示されている。

・「国語五上」……主語「豊田佐吉」「御木本幸吉」「次郎かじゃ」など。非難を受けながらも自らの研究に没頭し、ついには成功する豊田佐吉と御木本幸吉の苦難の有効な表現として、この語法は機能させている。そこには、「みにくいあひるの子」をよりリアルに発展させた世界の構築が、意図されている。また、古典の世界における下男の身分関係意識とも、この語法は対応している。

・「国語五中」……主語「太郎」「命のわか葉」など。太郎がいろいろな人間関係から、道徳的意識を啓発される過程において、太郎が種々の制約を受けるのに、この語法が用いられている。「命のわか葉」は比喩的表現だが、このような抽象度の高い世界にもこの語法は用いられている。

・「国語五下」……主語「ヘレン・ケラー」など。ヘレン・ケラーが、サリバン先生に導かれて、解放されていく過程にこの語法が用いられている。導かれる関係と闇の重圧の表現に対して、用いられている。

・「国語六上」……主語「ガリレオ」など。迫害に表面的には屈しても、自らの信条は捨てなかったガリレオの、迫害との対応関係を、この語法は表現している。

・「国語六中」……主語「人」「人間」「祖先」など。抽象度の高い主語が対応している。人間を、歴史的にも論理的にも抽象的關係として捉えようとする意図がみうけられる。

・「国語六下」……主語「私」「幸福」「不正」など。私の視点から、新島襄やホランド博士に学恩を受けていることへの自覚と当該語法が対応している。これらは、尊敬語法との連関において捉えるべきである。また、「幸福」「不正」は、擬人的戯曲における主語であるのでこの項に入れたが、その寓話性は、「迷惑」「非情」の概念を統合し、高次の観念の世界を構築する要素として組織されている。

(2) 非情の受身

この用法は、無生物を主語として、利害の感情の伴わない表情である。

この用法の提示状況は、次のとおりである。

／	用例数
こくご 一	2
こくご 二	0
こくご 三	1
こくご 四	1
国語 三上	5
国語 三下	13
国語 四上	4
国語 四中	3
国語 四下	9
国語 五上	15
国語 五中	3
国語 五下	29
国語 六上	31
国語 六中	27
国語 六下	28
計	171

総用例数は、受身全用例数の四四・八％である。

以下、各巻ごと、当該語法に対応する主語を中心に考察を加え、主語の特質と系統性を、学習者の認識との連関において、捉えていきたい。

・「こくご一」……主語「じ」「え」。学校生活において身近なものを選ばれている。動作主が書かれてないところに、学習者を誘い込むリズムがある。

・「こくご三」……主語「ぼくの道」。この道は、生物・無生物未分化のものであり、心理的には、迷惑の受身に属する。

・「こくご四」主語「雪」「でんき」「雪」は、散文詩に近い文体であり、幻想的な世界にひたる視点人物と一体となっている。「でんき」は、擬人法による表現である。

・「国語三上」……主語「川」「たいようねつ」「石炭」「文」。この期に至って、客体としての無生物が主語として登場する。人間の生活を支えるエネルギー源が選ばれている。

・「国語三下」……主語「かかし」「小さな鉄のねじ」など。擬人化された用法ではあるが、人間との関係・役割などが、各々の主語の立場で、表現されている。

・「国語四上」……主語「手」ということばは、「おし問答」「かたち」「こんな（作文例）」「こここ」の「じ」「え」の発展としてとらえることができる。溯源は巻一の第一教材の「きれいなことば」に求めることができる。

・「国語四中」……主語「ちつじょ」など。社会的関係を表現する抽象語が、登場してきた。

・「国語四下」……「はりがね」「へや」「文明の利器」など。人間が動物保護のために奔走するときの表現である。ある目的をもった人間の営為を、人間を出さないことによって逆にリアリティーを表現できる語法である。

・「国語五上」……主語「天然しんじゅとまったく同じであること」など。論理が主語として登場してきている。主語「豊田式人力織機」や「しんじゅ」は、「くふう」や「科学的研究」とともに、豊田佐吉・御木本幸吉の執念を確実に表現している。これは(1)の項と相互に関連しあっている。

・「国語五中」……主語「かなしみ・いたみ」など。感情を表わす語が主語となっている。

・「国語五下」……主語「伝説」「短い文」など。歴史的な物事の主語が、この巻を特色づけている。第十教材「ある写真帳」が、小文化史的な構成になっていることが、この特徴を支えている。

・「国語六上」……主語「国」「日々」など。「国」が、主語とし

て登場してきている。「日々」という時間の概念が主語となり、そこに普遍的生き方を表現している。

・「国語六中」……主語「気流のじゅんかん」「心」など。自然科学の対象が、主語に多く登場する。ことばに関する主語が、「心」と語法的にも連関を得ている。

・「国語六下」……主語「ローマ字」「漢字」など。他の主語に「日本語」「源氏物語や枕草子」がある一方、「ローマ字」が提示されている。比較文化的な視点が設定され、グローバルな視野を獲得させる意図がうかがえる。

2. 可能

可能の「れる・られる」語法は、江戸語に比べて、明治期では減退してきている。可能動詞の進出によるところが大きいとされている。

この用法は、四六例である。全ての用例の九・一%であり、尊敬の用法よりも少ない。この用法においては、次のような分類法で考察をすすめたい。すなわち、

① 動作・作用の仕手の能力に重点をおく可能。

② 動作・作用の行なわれる外的条件に重点をおく可能。

③ 外的条件が制約的にとらえられる場合。

④ 外的条件が実現させる場合。

⑤ ②・④と、自発との一線を画すのは、極めて困難である。

各用例数は、次のとおりである。

	①	②(ア)	②(イ)
／			
こくご 一	0	0	0
二	0	0	0
三	1	2	0
四	0	0	0
国語三 上	1	0	0
下	0	3	0
国語四 上	0	1	0
中	0	2	0
下	0	1	5
国語五 上	0	4	0
中	0	1	0
下	0	1	0
国語六 上	0	5	0
中	2	3	3
下	5	5	1
計	9	28	9

以下、各用法ごとに、考察をすめる。

(1) ①の用法

主語の能力を表現する当該語法は少ない。代表的な例を示すと、

用例1 ダイヤモンドの光にたえられる幸福の精 (『国語六下』)

用例2 ふつうの人間には、それが見つけられない。

(『国語六下』)

主語の能力を表現する用法は、多く可能動詞によってなされている。

(2) ②・③の用法

動作が許容されることを表わす表現方法は、当該語法の可能表現の本質といえる。

代表的な例を示すと、

用例1 たべものもじゅうぶんたべられるというわけだ。

(『国語三下』)

用例2 ちょっとのまも行かれないのです。 (『国語六下』)

小松寿雄氏は、チェンバレンの示唆に富む着想を次のように紹介している。

「チェンバレンは、「れる」「られる」による可能表現と可能動詞によるそれとの間に意味上の差異のあることを指摘した。いわゆる可能動詞による可能 (the transitives in eru) と「れる」「られる」による可能 (the true potentials in areru and rarenu) の違いは、前者が physical ability を表わす傾向をもち、may よりも can に近く、一方後者は moral ability を表わす傾きがあつて can よりも may に近い点に在るからである。

Thus ikemasu means "One can go" (because the way is easy, or because one is a good walker.) Ikaremasu means "One can go" (because there is no prohibition against so doing.)⁹⁾

②・③の用法が最も多い事實は、可能動詞との相関において、とらえなおさねばならないと思われる。

(3) ③・④の用法

自発の用法と区別するのは難しいが、なお可能の意味の読みとれるのがこの用法である。

用例1 ふしぎな味が感じられた。 (『国語四下』)

用例2 傳わってきたのだということが想像される。

(『国語六中』)

これらの用法は、5自然可能的受身に通じるものであり、それら

の区別は、さらに困難であり、むしろ一線を画すことが不自然と考えてよい。

3 自発

ある動作・作用が、その動作・作用の主体の意志・能力と無関係に実現することを表現する用法である。②可能③④の用法に比して、外的条件の極めて少ないものといふことができる。

用例1 これを讀んだ人々の心には、めいめいちがったものか思ひだされてくる。〔國語五下〕

用例2 校長先生のお話を聞いてみると、ずっと前のことが思ひ出されてきた。〔國語六下〕

この用法は、「國語四下」以後に提示されているが、やはり、精神的蓄積を要求する用法である。

4 尊敬

金田弘は、「れる」型敬語の性格について、次のように述べておられる。

「この『れる型』の敬語が今日のやうな様相を呈するに至つた要因は、東京の言語生活に大きな變革を齎したと見られる言文一致の運動による口語文の形成と、それを契機として當時偶々西洋の學問に刺戟されて興つた標準語意識にあると考へられる。即ち、『れる型』の敬語は文字ことば(文語)での敬語といふ性格が活かされて、言文一致の際にはそのまま口語文に引き継がれ、更に又、文語の敬語といふことから、標準語意識と結び附いて、標準語の敬語といふ

性格を帯びるやうになつたのである。そこで、東京語に新に形成された標準語生活が行はれるや、この敬語も何の障害もなく採用され、國語教科書・新聞・ラジオに使用されるや益々一般化して行き、今や單に文字ことばだけでなく話ことばの生活にまで用ゐられるやうになつて來てゐる。従つて、このやうな時期の教育を受けた若い世代の人々、或は、標準語生活を行つてゐる知識層の人々の間で現在特に多く用ゐられるようになって來たものと思はれる。」^⑥

当該語法による尊敬用法は、「國語四下」と「國語六下」に集中している。「國語四下」におけるこの用法の主語は、全て「先生」である。そして、「國語六下」における主語は、「新島襄」と「ホランド博士」である。それらの媒介項として「クラーク先生」「サリバン先生」「芭蕉」が位置づけられている。先に引用したように、この用法は、文章語の性格をもつもので、やや堅い印象を与える。学校での教師→学校という枠を取り払つた上での師→學恩としての師、というふうには「先生」の概念が抽象化されていつている。

5 自然可能的受身の用法

田中章夫氏が指摘されたように、述べる内容をできるだけ客觀的事務的に表わそうとする表現法が、特に公用語としての面から育てられてきた。この用法の位置づけは難しいが、現代においては、別項として独立すべきと思はれる。

この用法の用例を提示してみると、

用例1 駅の名も美しくよまれた。〔國語四上〕

用例2 日々月が、東から西へまわつてゐるやうに思われまふ。

用例2のような用法は、表現者が表現者自身を自然的に成立させようとするものである。

三

「れる・られる」の語法自体が、一元的に自然的実現を表現するものであるならば、この語法を用いた語法組織体系において、ある理念の一元的な自然的実現を想定しえないだろうか。

慣習的言語倫理の一形式が当該語法であることは既に述べたが、この形式にあるイメージを展開させることこそ、国語教育における語法教育系统化の基本的構造である。

第六期国定国語教科書における「こくご一」の第一教材は、次のように開示されている。

一 みんな いい こ

おはなをかざる、

みんな いい こ。

きれいな ことは、

みんな いい こ。

なかよし こよし、

みんな いい こ。

西原慶一氏は、この「巻一の出かた」を次のように解釈されている。

る。

「こどもの全的な讚美とも、あたたかな母の祈りとも、おとなの心からのぞみともきこえようか。この、たたえ、いのり、のぞむ人間の心情のなかに、新しいことばの芽ばえを感じようとするに似ている。これを思想的に、第一連は、象徴としての天皇を、第二連は文化国家を、第三連は平和国家を象徴するものを感じ、第一連に人間を、第二連に文芸を、第三連に社会を寓するものと感ずることなどは、もちろん一種の精神的解釈であり、すなおなことばを感ずるに違いものではあるうけれども、そうした風韻のただようことは否めない。」^⑥

一方、「国語六下」の最終教材には、

なつかしい一年生。「こくご一」の第一課「みんな いい こ。」

ほんとうにみんないい同級生であった。

「心に花をかざれ。」

とあり、巻一の第一教材と照応している。

このように、一貫した組織意識がみられ、そこに、「人間」・「文芸」・「社会」の各領野へと発達していく学習者の理念的イメージの構想が想定しうるのでなからうか。

「れる・られる」の語法に基づく表現は、この「社会」の理念に集約される系統を担っているものと思われる。

学習者という一つの個体における発達段階と、当該語法の論理的転用を同一視するとき、次のような基本的系統経路が考えられる。

受身→可能→尊敬

(自発は個人の自覚意識を助成する)

尊敬の用法は、四学年と六学年に集中していた。尊敬の用法は、対人意識の一究極であり、社会的存在を保証するには、この用法を最終的に位置づけねばならない。そこで、前述の系統系路を見直す^⑧と、社会的存在意識の確立にいたる個体内での個人意識の変革・育成に当該語法は採用され、「自然的実現」として、社会的存在意識を保証しているといえる。

受身的関係・可能的関係、これらは、学習者の対外関係意識と一元化しうるものだが、その意識が、個人意識の蓄積の現象である自発的用法に醸成されて、豊かな人間関係、すなわち、精神的尊敬関係へと高まっていく。

迷惑の受身の用法の発展経過は、自己の内面的確立過程を如実に展開しているし、非情の受身の用法に対応する主語は、自己の関係対象の領域・質を示している。

また、当該語法における可能的用法は、外的条件によって主体が許容されるか否かというところにその本質的論理があるところから、外的条件と学習者との相互媒介的関係を示している。

尊敬の用法は、対人関係意識の展開としてみることができ。生活現実的尊敬の対人関係から、古典あるいは外国における尊敬的対人関係へ、さらに日本人の外国人(クラーク博士)に対する尊敬意識から、グローバルで自由な対人尊敬意識へと展開している。

教材との具体的連関への考察は、他日を期すこととして^⑨、井上赴氏が、「指導要領一般篇を見ると、六三制児童を一期から四期に

分けている。これは私がかつてサクラ読本を作成するときに考え出し、国民学校教科書の編修において全教科書に拡充したものと大同小異であるのに、それらの歴史的事実も知らぬ顔に、説述されている。^⑩と憤っておられるように、戦前における国語教育の伝統的連続面の継承として、この語法組織体系は、位置づけられ、明らかにされるべきである。

註

- ① 「日本文法講座3」二二三～二二四、昭三二・一二・一五 明治書院発行
- ② 「新編富士谷御杖全集第七卷」六〇八、昭五四・八・三十 思文閣出版発行
- ③ 「文学」昭四二・一二号一一、岩波書店
- ④ 「講座現代語2」九〇～九一、昭三九・三・一五 明治書院発行
- ⑤ 「古典語助詞助動詞詳説」七四、昭四四・四・二二 学燈社発行
- ⑥ 同上書 七七、一
- ⑦ 「日本文学論究第十冊」三一、昭二七・七・一 国学院大学国文学会発行
- ⑧ 「国語国文学教育の方向」一七二～一七三、昭二四・五・三 健文社発行
- ⑨ 同上書において、西原氏は教材一覧等を示されている。また、「昭和二十二年(試案)学習指導要領国語科編」七〇、以下などがその出発点となる。
- ⑩ 「国語教育講座第五卷」六六、昭二六・七・一〇 刀江書院発行

(本学附屬中・高等学校教諭)